

■木造住宅耐震診断費補助事業の流れ

1. 事前の準備

- 建築確認済証等、住宅が建てられた当時の資料を探してください。
- 補助の対象となるかを確認してください。不明な場合は、お問い合わせ下さい。市で聞き取り調査及び現地調査等を行います。
- (社)千葉県建築士事務所協会安房支部が実施し、市が協力する無料耐震相談を受けて下さい。
- 耐震診断を行う者※を選定し契約を締結(契約書の取り交わし)して下さい。
※社団法人千葉県建築士会安房支部又は社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会又はこれと同等と市長が認める講習会の講習を終了した者をいう。

2. 市への補助事業の申請

- 下記の必要書類を揃え、建設環境部管理課に提出をして下さい。
<必要書類>
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 耐震診断実施計画書(別記様式第1号)
 - ③ 住民票の写し
 - ④ 木造住宅に係る登記事項証明書または、その住宅の所有者及び建築年月日を証する書類
 - ⑤ 耐震診断に係る契約書の写し
 - ⑥ 木造住宅の平面図及び付近見取図
- 市において、補助の対象となるかを審査した上で、補助金交付決定通知書を通知します。通知交付後、次に進んでください。

3. 耐震診断

- 耐震診断士(建築士)による耐震診断を開始して下さい。
- 耐震診断後、診断士より報告及び説明をよく受けてください。

↓

4. 実績報告書

○下記の必要書類を揃え、建設環境部管理課に提出をしてください。

<必要書類>

- ① 補助事業実績報告書
- ② 木造住宅耐震診断実績説明書(別記様式第5号)
- ③ 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- ④ 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

○市において、交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

↓

5. 補助金の交付請求

○建設部管理課に、補助金交付請求書を提出してください。

○市において、支払いの手続きを進めます。

指定された口座に振込みをします。

※補助申請にあたり、上記すべての内容が当該年度内に完了するよう、ご協力よろしくお願い致します。